

玄海及び川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の主な修正内容

1. 「原子力災害対策指針」等の改正に伴う記載の修正

- ・「原子力災害対策指針」及び「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正（2020年2月5日）、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正（2020年8月21日施行）等に伴い、緊急時活動レベル（EAL）*の判断基準について、事故の進展に応じ、より実態に則した判断ができるよう一部見直しなど

2. 玄海2号機の廃止措置計画認可に伴う記載の修正（玄海のみ）

- ・玄海2号機の運転終了を踏まえ、原子力防災資機材から不要となった格納容器内の放射線量を測定する設備の削除など

※ 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

事故の進展に応じて避難の準備等を行うため、原子力施設の事故の状況に応じて3段階に区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）し、その判断基準として設定したもの

以 上